

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年2月28日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 木 | 田 | 一 | 彦 |
| 同 | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同 | 大 | 山 | 高 | 子 |
| 同 | 坂 | 下 | 且 | 人 |

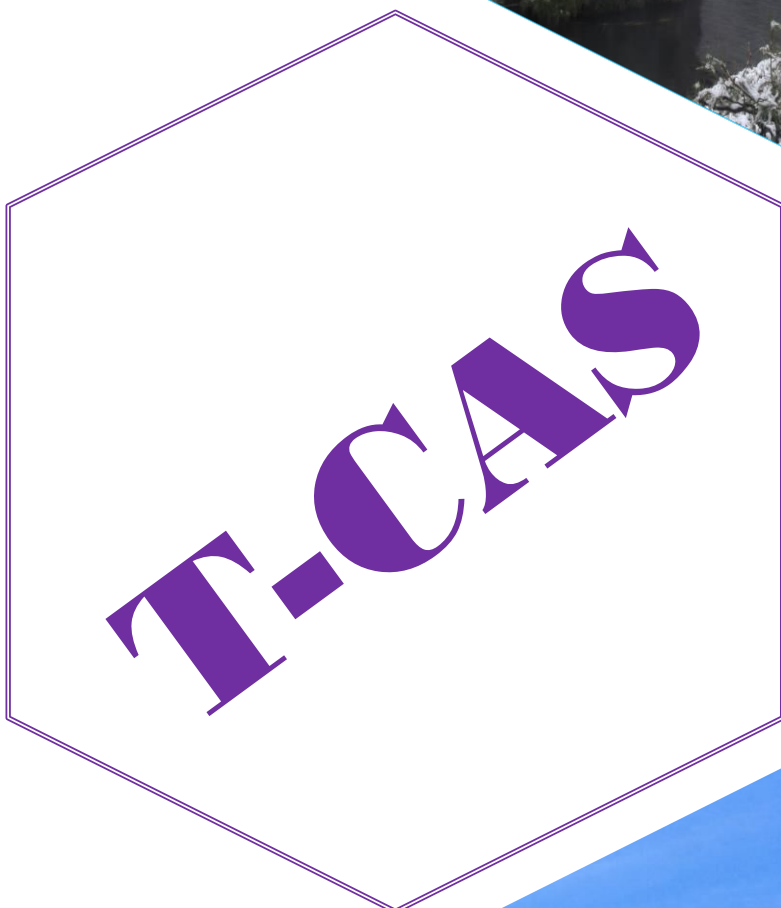
監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(令和2年2月28日)

<監査対象団体等>

雌雄島海運株式会社



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

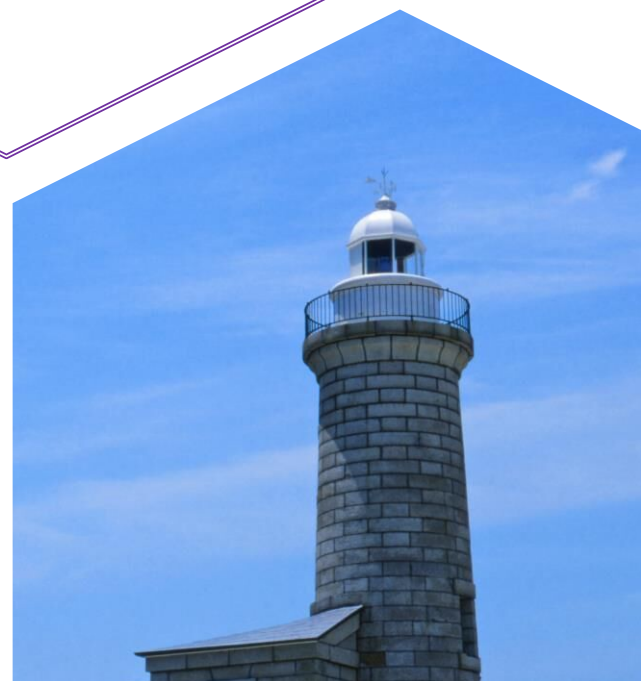
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



令和元年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

都市整備局（交通政策課）

2 監査対象団体等

雌雄島海運株式会社

3 所属別監査結果

| | 局及び団体等 | 指摘 | 意見 | 合計 |
|---|------------------|----|----|----|
| 1 | 都市整備局 （交通政策課） | | | — |
| 2 | 雌雄島海運株式会社 | | | — |
| | 合計 | — | — | — |

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

4 監査実施期間

令和元年12月2日から令和2年1月28日まで

5 監査対象事務

| | 局及び団体等 | 監査対象事務 |
|---|------------------|---|
| 1 | 都市整備局 （交通政策課） | 平成30年度及び令和元年度（平成31年度）における、雌雄島海運株式会社への財政的援助に係る出納その他の事務 |
| 2 | 雌雄島海運株式会社 | 平成30年度及び令和元年度（平成31年度）における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務 |

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

監査に当たっては、都市整備局交通政策課及び雌雄島海運株式会社から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていた。

今後とも市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

8 事情聴取（令和2年1月28日実施）の状況



雌雄島海運株式会社について

1 会社概要

(商号)

雌雄島海運株式会社

(設立年月日)

昭和32年2月25日

(事務所所在地)

高松市サンポート1番1号(高松港旅客ターミナルビル6階)

(組織)

役員は5名で、その内訳は代表取締役会長(非常勤)1名、代表取締役社長(常勤)1名、取締役(非常勤)2名、監査役(非常勤)1名である。

従業員は17名で、内訳は、運航管理者1名、船員7名、陸員9名である。

(事業内容)

一般旅客定期航路事業(運航航路:男木~高松)

(事業所)

3か所

(資本金)

3,400万円

2 実施事業の内容(高松市の補助事業)

「男木~高松航路」における、下記の割引により利用者の運賃負担を軽減するために必要な経費並びにこれらの割引の実施に伴う乗船券の作成並びにその他の物品の作成及び購入に必要な経費に対し、予算の範囲内で運航事業者に補助金を交付するもの。

(1) 高齢者割引

利用者本人がゴールドI r u C aを提示した場合に、運賃を通常運賃の半額に減額する割引

(2) 拡大島発往復割引

利用者の復路の運賃を通常運賃から6割5分減じた額に減額する割引
(他の割引の適用を受ける場合を除く。)

3 高松市からの補助金の名称及び金額

(単位:円)

| 名称 | 平成30年度 | 令和元年度 (平成31年度) |
|------------------------|-----------|-------------------|
| 「男木~高松航路」における運賃割引事業補助金 | 9,215,134 | 9,108,000 |

※令和元年度(平成31年度)については、予算額